

平成28年9月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 平成28年10月 7日(金) 開会 午前10時 4分
閉会 午前11時58分

場所 第7委員会室

出席委員 岡地優委員長
安藤友貴副委員長
松澤正委員、中野英幸委員、岩崎宏委員、荒川岩雄委員、浅野目義英委員、
畠山稔委員、並木正年委員、木下博信委員

欠席委員 鈴木弘委員

説明者 [警察本部関係]
木村健司公安委員長、貴志浩平警察本部長、北澤一浩総務部長、
三田豪士警務部長、宮谷定雄生活安全部長、中村尚樹地域部長、
布川賢二刑事部長、後藤秀明交通部長、菊地道博警備部長、
鈴木幹男財務局長、佐伯保忠監察官室長、古田土等刑事部参事官、
南里秀夫組織犯罪対策局長、丹下浩之警務課長、田中正男生活安全部参事官、
田邊憲一地域部参事官、新井共実刑事部参事官、茅島広行運転免許本部長、
佐久間忠善交通部参事官、茂木誠警備部参事官、大塚健滋公安第一課長、
野口保祐総務課長、小川元一郎情報管理課長、平山毅会計課長、
近藤佑一生活安全企画課長、長嶋浩之子ども女性安全対策課長、
杉崎恵子少年課長、林学保安課長、今泉忍生活経済課長、
大村正幸サイバー犯罪対策課長、千葉保治地域課長、
山田雅樹通信指令課長、作田隆志刑事総務課長、川上博和組織犯罪対策課長、
松村雅彦交通企画課長、新井文夫交通規制課長、小倉悦男交通指導課長、
永谷邦夫交通捜査課長、山口正人運転免許課長、南雲芳夫警備課長、
古川貴夫危機管理課長

[危機管理防災部関係]
槍田義之危機管理防災部長、木崎秀夫危機管理防災部副部長、
加藤信次危機管理課長、普家俊哉危機管理課危機対策幹、
市川善一消防防災課長、齋藤忠俊化学保安課長、

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第98号	埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査（警察本部関係）

- 1 東松山市内で発生した少年死亡事件への対応について
- 2 警察官による窃盗事件について
- 3 交通安全施設の整備について

報告事項（危機管理防災部関係）

- 1 原子力災害に備えた広域避難計画の対応について
- 2 埼玉県消防学校救急救命士養成課程の移転について

【付託議案に対する質疑（警察本部関係）】

松澤委員

- 1 国外犯罪被害弔慰金制度の概要はどのようなものか。
- 2 国外犯罪被害弔慰金等の支給について、1年間でどれくらいの件数を想定しているのか。

警務課長

- 1 国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対しては弔慰金を支給し、障害が残った日本国民に対しては見舞金を支給する制度である。死亡した場合には200万円の弔慰金、障害等級第1級相当の障害が残った場合には100万円の見舞金が国から支給される。国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者は、自身の住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請し、裁定を受けることになる。
- 2 海外での犯罪の被害により死亡した邦人の数は、外務省が作成している「海外邦人援護統計」によると、平均で年間約20人となっている。他方、海外での犯罪被害により障害が残った方についての統計資料は存在しないが、海外での犯罪被害により死亡した方の数や国内の犯罪被害に関する統計から、見舞金の支給要件となる障害等級第1級に相当する程度の障害が残る方の数は、国内で年間1人程度と試算している。したがって、本県においては、それぞれ極少数の人数と想定している。

中野委員

- 1 海外で犯罪被害に遭った場合、国外犯罪被害弔慰金等の支給対象とならないことはあるのか。
- 2 イラクやシリア等の危険性が非常に高い国へ、報道などの目的で自主的に入国して犯罪被害に遭った場合に、国外犯罪被害弔慰金が支給されるのか。

警務課長

- 1 主な支給対象外となる要件として、次のものが規定されている。一つは、国外犯罪被害者と加害者との間に親族関係があるとき。一つは、国外犯罪被害の原因となった国外犯罪行為が行われた時点において、正当な理由がなく、治安の状況に照らして生命又は身体に対する高度の危険が予測される地域に所在していたとき。一つは、その他、国外犯罪被害弔慰金等を支給することが社会通念上適切でない認められるときである。
- 2 危険情報の発出を含めた犯罪の発生状況、その他の治安の状況と当該地域に所在した事情を総合的に勘案し、社会通念上、弔慰金等を支給することが適当か否かという点から個別具体的に検討する。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（東松山市内で発生した少年死亡事件への対応について）】

松澤委員

東松山市内の都幾川河川敷において、16歳の少年の遺体が発見され、その際に少年5

名を埼玉県警察が殺人容疑で逮捕した事件の概要を伺いたい。

刑事部参事官

本年8月23日午前8時頃、川の様子を見に行った72歳男性から、河川敷に死体のようなものが埋まっている旨の110番通報があり認知したものである。現場の状況等から、この遺体については、殺人の疑いが高いということで16歳の少年を特定するとともに、翌24日、東松山警察署に刑事部長以下80名体制の「東松山市大字下唐子地内における男性殺人事件捜査本部」を設置したものである。翌25日及び26日に、17歳の少年をはじめとする被疑者5名を所要の捜査によって殺人罪で通常逮捕している。26日及び27日には、被疑者をさいたま地方検察庁に送致したものである。現在の状況であるが、被疑者については、9月14日及び15日に、傷害致死の非行事実で家庭裁判所に送致されていると認識している。

松澤委員

報道の中で、「パズル」という非行集団が報じられていた。県警察でも把握していたと思うが、それに対してどのような対策を講じていたのか。

生活安全部長

パズルについては、県警察においても把握していた。非行集団が引き起こす問題については厳しく対応しており、非行集団についての相談等についても適切に対処している。パズルに関しても同様に対応を取ってきた。

松澤委員

県内における、パズルのような非行集団の実態を把握しているのかについて伺いたい。

生活安全部参事官

県警察では、非行や不良行為を繰り返している3人以上のグループを非行集団と位置付け、実態把握を進めている。平成28年9月末現在、22グループ、構成員293人を把握している。県警察では、カラーギャング等の非行集団の検挙・解体活動を強力に推進するとともに、少年の非行集団への加入阻止、離脱支援に取り組んでいるところである。

荒川委員

非行集団対策について取り組んでいるとの答弁があったが、取り組んでいたならば防げたのではないか。

生活安全部長

非行集団がたむろしている等の事案があれば、警察として適切に対応していた。今回発生した事件のように、少年が集まって引き起こす事件は、多摩川でもあったように、最悪の結果まで考えていない少年が集団心理に陥り、行き過ぎた行動をしてしまうものであると認識している。非行集団への対策を行っていたが、こうした集団心理が及ぼす影響で発生してしまう事件については、予測できないものがある。

荒川委員

県民の多くは、今回の事件は防ぐことができたと感じているのではないか。駅前等にた

むろしていた状況があったのであれば、検挙ではないにしても、補導などの対応ができたのではないか。

生活安全部長

補導措置については、基準に沿って適切に実施している。

荒川委員

パズルとはどのような集団なのか。一種の暴走族なのか。

少年課長

県警察として把握している非行集団には、暴走族、カラーギャング、地域非行集団があり、その中で、パズルはカラーギャングという位置付けとなる。

荒川委員

傷害致死罪で家庭裁判所に送致と伺ったが、殺人罪にならないのか。

刑事部参事官

県警察としては、認知の初期段階において、現場の状況等から殺人事件と認定して捜査を進めた結果、検察庁で傷害致死という判断をしたと認識している。詳細については、現在も捜査中の案件のため差し控える。

岩崎委員

カラーギャングとはどのような集団なのかについて伺いたい。

少年課長

カラーギャングとは同一色のシンボルカラーのシャツ等の衣類やバンダナ等によりその勢力を誇示する非行集団である。

【所管事務に関する質問（警察官による窃盗事件について）】

岩崎委員

先般の新聞報道にあった警察官による窃盗事件について、概要を伺いたい。

監察官室長

今回の事案は、東松山警察署の吉見交番に勤務する30歳の巡査が、現金5万円を窃取したものである。経緯を申し上げますと、被害者から「玄関の鍵を差し込んだら抜けなくなった」との通報が警察署にあり、職員が一人で臨場し、鍵はすぐに直った。室内から盗まれたものがないか、被害者と職員が室内を確認した後、被害者が「台所に置いておいた現金がなくなっている。職員が盗んだのではないか」と申し立てた。職員の連絡に基づき警察署から現場に赴いた上司が確認したところ、職員が乗っていた交番バイクのシート下から現金5万円が発見されたことから、所要の捜査を経て、10月4日午前3時58分、当該職員を通常逮捕したものである。

岩崎委員

警察官と被害者が一緒に家に入った後、お金がなくなったということだが、通報者は誰

なのか。

監察官室長

被害者と職員が一緒に室内に入り、現金を確認し、その後、被害者から現金がなくなっていると申出があり、職員から、自分が疑われている旨の連絡があったものである。

岩崎委員

疑われた職員自らが職場に通報したということだか、事件は計画的なのか。

監察官室長

経緯は取調べ中のため、計画的かを含め、回答を差し控える。

岩崎委員

職員は30歳ということで、前途ある職員であったはずである。昨年の朝霞市での事件等もあり、30代の事案が多いなという印象がある。テレビドラマで警察組織内部のテーマを扱っているものもあるが、組織が固いのか、若い者がつまづくことが多いと感じる。ハインリッヒの法則に基づけば、表に出ないものがまだまだあるのではないか。その見極めが大切であると思う。警察官は聖職であると思っている。昨年の県議会での決議を踏まえ対策をしていると思うが、今回の事件を受けて、どのような対策を行うのか、公安委員長、警察本部長の所感を伺う。

公安委員長

職務中に犯罪を行ったことは極めて悪質で遺憾である。公安委員会として、県警察に対し、直ちに原因、動機等を究明し実効ある再発防止策を講ずるよう指示した。これまでも発生の都度、報告を受けている。事案ごとに様々な要因があるが、徹底的な解明と指導を行って事案の減少に努めていきたい。今、県警察では組織を挙げて「埼玉県警察絆プロジェクト」に取り組み、その効果が出ていると聞いていたところ、その報道3日後に今回の事案があり、落胆したところである。公安委員会としては、ここで立ち止まることなく、県警察を後押しし、警察署を訪問して若手職員と話し合いをしていくことなどにより、発生防止の一助となるようにしたいと考えている。

警察本部長

今回の事案は、現場臨場中の窃盗事件であり、県民の警察に対する信頼を大きく損なう深刻な事案であると認識している。昨年の事案を受けて、県警察として、様々な業務上、あるいは、私生活上の相談体制を作るなどして、「信頼し合い、助け合い、支え合う」ことで職員相互が人的なきずなを強める意識を持って取り組んでいたところであるが、対策は、いまだ道半ばである。御指摘のとおり、一つの事案があれば種となる事柄は多数あると思う。事案になる前にしっかり把握し、対処することが、職員のためにもなると考えている。今後、事案の背景を解明・分析して、更に対策の高度化を図り、この種の事案の再発防止を徹底していきたい。

岩崎委員

現場の職員は早朝から深夜まで一生懸命勤めており、このような不祥事を受け、警察職員の皆さんも悔しい思いをしていることと思う。県民の警察への信頼を損ねることになる。

ぜひ、きずなを強める取組を推進し、同様の事案が再び発生しないようよろしくお願いしたい。(要望)

荒川委員

警察官や教員は神聖にして憧れの存在であるべきであり、不祥事が新聞に掲載されるべきではない。先日、ある新聞に処分の公表に関する記事があったが、私は公表に反対である。公表されれば、子供もその事実を知ることとなるため心配である。そこで、模範であるという意識を持たせるための警察官の意識改革を是非お願いしたい。この点について、警察本部長に決意を伺いたい。

警察本部長

警察官は、県民の模範として、高い職務倫理を持って職務をするのは当然である。今後、若手職員を含め、対策が浸透するよう、様々な工夫を凝らして取組を推進したい。

【所管事務に関する質問（交通安全施設の整備について）】

松澤委員

本県は、交差点での交通死亡事故の割合が、全国と比較すると平成27年では15ポイント高いと聞いているが、交差点での事故防止について、どのような対策を考えているのか伺いたい。

交通部長

平成27年中に本県で発生した死亡事故は175件、そのうち交差点におけるものが90件であり、半数を超える51.4パーセントが交差点で発生している。こうした状況を踏まえ、交差点での交通事故を防止するため、交差点における駐留監視、警戒を実施している。このほか、交通安全施設として、完全に歩行者と車両を分離するスクランブル交差点や、斜め横断ができないものの完全に車両と歩行者を分離する交差点を、合わせて365交差点で整備している。平成24年から平成26年に整備した交差点において、整備前後1年間の人身事故を比較したところ、144件から98件と、マイナス31.9パーセントとなり、事故が抑止されたことが検証されている。一方で、これらの交差点は、待ち時間が長くなるほか、渋滞が発生してしまうこともあるため、このような点を踏まえ、安全を第一に整備をしていく。

松澤委員

高齢者は、道路を横断する際に時間が長くかかり、横断中の交通事故が多いと聞かすが、何か取組は考えているか。

交通部長

警察庁の調査によると、高齢者の歩行速度は、ほかの年代に比べて遅いため、横断に1.2倍時間がかかるとのことである。これを踏まえて高齢者向けの安全対策を行っており、白い箱のボタンを押すと横断できる時間が1.2倍に延びる仕組みを作っている。また、横断歩行者が滞留している場合に、カメラで滞留の具合を判断して、その状況に応じて横断時間を最大15秒延長する歩行者感応式の信号機も設置している。視覚障害者向けのピヨピヨ、カッコーと音の出る信号機では、音が止まると自動的に歩行者用信号灯器が点滅を始め、「間もなく赤に変わります」、という声が出る仕組みになっている。このような工

夫のされた信号機は、県内約1万基の信号機のうち約1割程度設置しており、高齢者の横断が安全になるよう交通安全施設の改良を図っている。

中野委員

- 1 生活道路の事故防止対策として行われているゾーン30の具体的な取組内容と整備効果について伺いたい。
- 2 信号機等の老朽化に対してどのような対策をとっているのか。

交通部長

- 1 昨年、埼玉県内で歩行中・自転車乗車中に死亡した方は105人で、そのうち50人が自宅から500メートル以内の生活圏内で事故に遭遇している。こうした実態を踏まえ、生活道路での歩行者等の通行を最優先にする対策がゾーン30である。具体的な対策としては、一定の区域をゾーン30区域として指定して30キロ規制を行い、速度抑制を図っている。このほか、道路管理者と連携を図りながら、中央線を廃止して交互通行車両の速度を抑制したり、歩行者や自転車の安全確保のため路側帯を設置するなどしている。今年度末までに169区域を整備する予定である。効果としては、平成26年度に整備した42区域の前後1年間の効果を実証したところ、人身交通事故は171件が124件となり、マイナス27.5パーセントで、効果があったものと判断している。生活道路は安全でなければならぬため、引き続きゾーン30等の施策により、歩行者、自転車の通行が安全になるよう取り組んでいきたい。
- 2 特に老朽化が迫っているのは、信号柱と大型標識柱であり、特に心配なのはコンクリートの信号柱である。コンクリート柱は財務省の指標では耐用年数が42年となっており、これを過ぎるともろくなるが、環境により変化する。平成19年10月に三芳町でコンクリート信号柱が倒壊したが、経過年数は31年であった。これを契機として、一斉点検を実施したところであり、以降はコンクリート柱を鋼管柱に更新している。コンクリート柱はまだ残っているため、毎年専門業者により点検を行い、危険な柱については随時見直しを図り交換している。同様に、大型標識についても、倒壊すると大変危険であるため、年1回の目視点検を実施し、大型標識を路側標識に変更し、老朽化による事故の防止を図っているところである。

中野委員

- 1 ゾーン30の今後の計画とほかの生活道路対策について伺いたい。
- 2 信号柱の整備について、残っているコンクリート柱をどのように把握し、今後どのような計画で更新するのか。また、大型標識を路側標識に変更しても十分な注意喚起はできるのか。

交通規制課長

- 1 ゾーン30の整備については、平成24年度から5年計画で進めており今年度が最終年度となるが、一定の成果が認められるので、今後も継続する必要があると考えている。国の第10次交通安全基本計画においても、ゾーン30を継続実施する旨が明記されたため、これを踏まえ、県警察では、今後5年間ゾーン30を継続実施すべく、現在、自治体や各警察署と実施区域に関する調整を図っている。また、ほかの生活道路にもこのような手法を取り入れるなど、ゾーン30に準拠して安全を確保する必要があると考えている。具体的には、30キロの区域規制、交通量を抑制するための時間帯規制、横断

歩道の設置や道路管理者等と連携した交差点の明確化等の生活道路対策を推進し、交通事故の抑止に努めていきたい。

- 2 コンクリート柱については、年600本の更新を計画しているが、製造年だけでなく、点検結果に基づき、危険性の高いものから優先して交換するなど安全に支障がないよう努めている。大型標識は、やみくもに路側標識に変えるのではなく、視認性、安全性を十分考慮し、維持すべきところは維持し、更新すべきところは更新する形で、安全を第一に考えた対策を取っている。路側標識については、高輝度の反射材を取り付けるなど、ドライバーに対して視認性が高まるような取組を推進していきたい。

中野委員

ゾーン30の整備については、5年間継続して取り組むのであれば、スピーディーに進めていただきたい。信号柱等についても、年600本の更新という話もあったが、スピーディーに進めていただきたい。東日本大震災の際、所轄の警察が信号柱をハンマーで叩いたり揺すったりして検査や管理を行い、これまでにない事態に対応したという話を聞いた。交通安全施設は、安全のためにあって当たり前存在である。不測の事態への対応も含めて、万全を期していただくようお願いしたい。(要望)